

No.424

研究所通信

● ホームページアドレス <http://blhrrri.org>

2021年度定時総会を開催しました

今年度の総会は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、正会員（個人会員）のみに参加を限定し、規模を縮小して開催しました。ご参加、ご協力いただいた会員の皆さま、ありがとうございました。

このたびの総会で、理事の阿久澤麻理子さんが退任され、新しい理事として坂田かおりさんが就任、谷口真由美さんが再任されました。

総会の記念講演は録画配信とし、研究所「会員ページ」に掲載しております。ぜひ視聴ください。



阿久澤さん、理事在任中の2年間大変お世話になりました！

**記念講演 「事業者に求められる「合理的配慮」とは？
～大阪府障害者差別解消条例の改正を受けて」**

講 師 松波 めぐみさん
(大阪市立大学ほか非常勤講師・立命館大学生存学研究所 客員研究員)

もくじ

理事退任のご挨拶 / 阿久澤麻理子さん	2	第42回人権・同和問題企業啓発講座 ご案内	8
2021年度第1回理事会および総会報告	4	世界人権宣言大阪連絡会議総会&記念講演	9
差別禁止法の制定をめざして	5	リレーエッセイ	10
『入門 山口の部落解放志』が発刊	6	参加者募集/奨励賞「啓発部門」新設ほか	11
第52回部落解放・人権夏期講座 ご案内	7		

理事退任のご挨拶

大阪市立大学人権問題研究センター教授
阿久澤 麻理子



この度の総会をもちまして、部落解放・人権研究所の理事を退任させていただくことになりました。何よりも、在任中に皆様から賜りましたご厚誼に心より感謝申し上げます。これからは一研究者、一会員として、部落問題・人権問題の研究、そして私の研究テーマである人権教育を通じて、研究所の事業を応援させていただきたく存じます。引き続き宜しくお願い申し上げます。

さて、人権を学ぶこととは、自分が権利の主体であり、社会の大切な一員であることを実感するエンパワメントのプロセスであり、それは自分の権利を行使し、自分の暮らしに関わる重要な決定に参加していくためでもあります。誰もが自分の権利を享受・行使できるよう、それを妨げる差別・排除をなくし、マイノリティや脆弱な (vulnerable) 人びとの権利を擁護することも、重要な役割です。

しかし今、人権、差別、マイノリティという言葉の使われ方が、大きく変わっていると感じます。

アメリカやイギリスでは、かつて基幹産業を支えてきた「白人労働者」たちが、グローバル化と産業構造の変化によって、自らが支えてきた産業の衰退と経済的困難に直面し、社会的な奪感と、政治的影響力の喪失への憤りを強く感じていることを、ジャスティン・ゲストは『新たなマイノリティの誕生 一声を奪われた白人労働者たち』という本に著しました*1。アメリカンドリームを信じ、実直に働き社会を築いてきたと自負する白人労働者が、自らを見捨てられた「マイノリティ」だと感じるようになったことが（正真正銘のマジョリティでありながら）、トランプ政権の成立（イギリスであればEU離脱）の背景にあるともいいます。しかし、現状への憤りが、自らの状況をより良くするための積極的な提案や行動には向かわず、差別的な思考と言説に向いてしまった結果——例えば「福祉制度は黒人（あるいは移民）ばかりに得をさせている」など——本来は自分の暮らしを守るための福祉制度を壊すことに加担しているというのです。

こうした現象は、日本の私たちにとっても無縁ではありません。例えば、生活保護受給者を自助努力が足りないとか、福祉は特権だ、などと非難することは、私たちが確立してきた社会権保障制度を切り崩し、保障されるべき権利の境界線をどんどんと縮めていくことになるでしょう。

かつて、在特会について考察したテッサ・モリス＝スズキは、マジョリティ側にいる者が、「自分が持つべき権利がマイノリティに奪われた」と表現することを、「逆転した被害者感情」(inverted victimhood) と呼びました*2。一つしかないものを取り合い、一方が利すると、他方が損をする、という考え方を「ゼロサム」といいますが、本来なら「すべての人」の権利であったはずの人権が、いつの間にか、ゼロサムゲームの対象とされ、「取る・取られる」ものに変換されてしまったことに気づかされます。「取られる」不安は、排外主義を強化します。人権教育は、こうした社会の流れを変えることにも、これから取り組まねばならないでしょう。

**

話は変わりますが、先日、同世代（1960年前後の生まれ）の在日コリアンの友人が「マイノリティのコミュニティが小さくなったように感じる」と言ったことが、しばらく頭を離れませんでした。日本人との結婚、世代交代が進み、自分がコリアにルーツがあることを知らない、認識していない若い世代が増え、権利保障を求めて声を上げた先の世代の運動を知らないこともある、ということです。

このことは部落にルーツを持つ若者世代にも共通するかもしれません。ただしこうした現象は、差別撤廃のための運動や、それを実現するための政策、教育・啓発の成果でもあるのです。進学、就職、結婚などの場面で、差別を乗り越え、自分の進路を選択できるようになった若者が、地域を離れるケースが増えるのは、いわば当然のことでもあります。ただし、部落外に生まれ育つ次の世代の多くは、同じ地域の仲間と部落について学んだり、地域コミュニティの記憶や経験を共有する機会がありません。アイデンティティとは、後天的に学習し獲得されるものなので、コミュニティの記憶や経験から、時間的・空間的に遠ざかるほど、単一で結束的なアイデンティティは「薄い」いくことになります。

こうした変化の間隙について、マイノリティのアイデンティティを否定する「歴史修正主義」の言説が頭をもたげようになってきたことには注意が必要です。例えば、米国の有名大学の教授が、「部落出身というアイデンティティはフィクション」に過ぎないのに、運動団体はそれを利用し「ゆすり」を行い、行政予算を引き出した、などと主張するとは、誰が想像したのでしょうか。

もちろん、これに対して抗議の声を上げるのは、マイノリティの当事者だけではないはずです。部落問題を学び、部落と出会ってきた者もまた、声をあげていかねばなりません。

人権教育は、いま、こうした「ねじれ」にも向き合っていかなければならない時代を迎えています。

*1 ジャスティン・ゲスト (2019) 『新たなマイノリティの誕生 一声を奪われた白人労働者たち』弘文堂

*2 Morris-Suzuki, T. (2015) Citizenship and Racism in Contemporary Society: Issues from Japan and Australia. *Peace and Culture*, 7(1). P.63. Aoyama Gakuin University Joint Research Institute for Peace and Culture. Tokyo.

2021年度第1回理事会および総会報告

去る2021年5月12日(水)に、2021年度第1回の理事会が開催されました。

理事会で提案、承認された2020年度事業報告の概要のみ以下ご紹介します。

(1) 新型コロナウイルスの感染が拡大し、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別・偏見がみられるなか、2020年5月に『新型コロナ差別を考える』シンポジウムをオンラインで2回開催しました。

あわせて、新型コロナ差別の実態とそれに対する自治体の対応等の現状を把握するために、新型コロナ差別の事例収集と都道府県を対象にアンケートを実施し、それらの内容をふまえた要望書を、内閣総理大臣及び関係省庁宛に送付いたしました。

(2) 部落差別解消推進法が施行されて4年が経ちますが、同和地区情報の暴露をはじめとしたインターネット上の部落差別はいまだに後を絶ちません。他方で、本法の附帯決議では、教育・啓発や実態調査によって「新たな差別を生むことがないよう」うたわれていますが、それを曲解して、当事者の声や実態をふまえずに施策が進められようとしています。こうした問題意識のもと、研究会を2回開催し、その内容をもとに『暴露と曲解 部落ってどこ?』を2020年10月に刊行しました。

(3) 2020年度の人権人材育成事業・人

権教育啓発事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況をふまえて、オンラインでの実施を試行しました。人権人材育成事業では、第116期「部落解放・人権大学講座」と第33回「人権啓発東京講座」を一部(12日間)オンラインによって合同で実施しました。第116期「部落解放・人権大学講座」は52人が受講し、51人が修了されました。第33回「人権啓発東京講座」は32人が受講し、全員が修了されました。

人権教育啓発事業については、第45回部落解放・人権西日本夏期講座(2/25～26、山口県(オンライン開催&録画事後配信)、3,135人 ※当初6/18～19会場開催予定を延期)、第51回部落解放・人権夏期講座(8/19～21、オンライン開催、952人)、第41回人権・同和問題企業啓発講座(9/15、11/11、オンライン開催&録画事後配信、第1部・第2部計759人)、第35回人権啓発研究集会(12/17～18、三重県(オンライン開催&録画事後配信)、2,388人)の実行委員会事務局を務め講座成功に向けて取り組んできました。

その他、理事会で確認・承認された議案が、6月23日に開催された第10回総会にて提案・審議され、会員に承認いただきました。ご参加、ご協力をありがとうございました。(佐藤 晃司)

被差別当事者が求める差別禁止法の制定をめざして

近年、日本においても差別の解消に向けた法整備が進んでいます。2016年には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、いわゆる差別解消3法が相次いで施行されました。2019年には、アイヌ新法が施行され、アイヌの人々が「先住民族」とであると明記されるとともに、「差別の禁止」がうたわれました。同年11月には、ハンセン病家族訴訟判決を受けて、ハンセン病問題基本法が改正され、名誉回復などの対象に家族も含まれるようになりました。今国会でも動きがあり、この5月には、民間事業者への合理的配慮を義務づけた、改正障害者差別解消法が成立しました。他方で、今国会での提出が予定されていたLGBT理解増進法案は、「差別の禁止」をめぐる議論が紛糾し、成立が叶いませんでした。

当研究所の差別禁止法研究会では、差別を禁止する法制度の整備にあたっては、これら個別法とともに、「横串」としての包括的差別禁止法が必要であるという観点から、その制定に向けて、さまざまな人権課題にかかわる研究者や弁護士、当事者・支援団体の関係者らとともに議論を重ねてきました。そして昨年10月に、「差別禁止法要綱(骨子案)」を作成しました。本案における各規程の要点は次のとおりです。

本法における「差別」の定義は、人種差別撤廃条約の第1条第1項を参考にしたうえで、加差別の行為規制に焦点を当てて定めます。禁止の対象としては、直接差別のみならず、関連差別・間接差別・合理的配慮の欠如や、複合的差別、家族への差別も位置づけます。差別解消の取り組みを推進していく責務は、国・自治体や事業主等、国民とあわせて、国会議員及び職員、裁判官等にもあるとし、本法の意義や積極的運用に関する研修に努めることを求めます。被害実態調査をととして、「差別の定義」をはじめとした本法の各規定の見直しをはかりますが、その実施にあたっては当事者参加を保障します。本法を中心的に運用する機関として、パリ原則に基づく国内人権機関を設置する規程を定めます。当事者参加を欠く場合、被害当事者を「権利の主体」ではなく「保護の客体」としてしまい、新たな「差別被害」を引き起こしてきた歴史をふまえて、「当事者参加」の規程を設けます。個別差別禁止法と包括的差別禁止法の両輪で運用していくことを想定して、「条例の上乗せ・横出し」の規程を置いています。

部落差別の解消を求める当事者の「声」によって、全国水平社が創立されて、2022年3月で100年を迎えます。その時期に、差別禁止法を求める、さまざまな被差別当事者の「声」を編み込んだ、包括的差別禁止法(案)を形にすることができるよう、引き続き議論を重ねていきます。(棚田 洋平)

第45回西日本夏期講座の講演「山口県の部落問題」で紹介されました 『入門 山口の部落解放志』が発刊！

本書は、これまでの山口県での部落解放史研究を基にした山口の部落解放史の入門書です。

本書は、「はじめに」「部落問題ってなに?」「山口の部落解放小史」などで、部落史を取り組む必要性や部落問題の基本知識及び山口の部落解放史の概略を記しています。そして人物を中心に、山口の部落解放史を前近代編、近代編、現代編の三部構成で編みました。

前近代編では、日本で最初に女性の腑分けをした部落の「穢子」や部落医について述べ、吉田松陰の被差別民との関わりや平民になった「宮番」・登波及び部落民を平民同様に扱った高須久子を取り上げました。また部落民を兵士にすることを建築した吉田稔麿と部落民軍団・維新団を記しました。この章では、幕末に萩藩が任命した部落の種痘医などを紹介しながら、部落医の医療への寄与にも焦点を当てました。

近代編では、はじめに賤民制廃止令にふれ、1880年代の部落改善運動の開拓者・河野諦円と部落解放史研究の先駆者・上山満之進及び同和教育の実践家・河村恵之を取り上げました。そして山口県水平社の結成とその後の水平社運動家・福島勝一・田村定一・山本利平を列挙し、また同時期の融和運動の指導者・姫井伊介と中央融和事業協会主事・河上正雄を記しました。この章では、戦後、衆議院議員となり憲法十四条に「社会的身分」を入れることに尽力した田村定一や徹底した融和運動を推進した姫井伊介の業績も詳しく述べました。

現代編では、全日本同和会の会長・柳井政雄と山口県同和教育研究協議会の結成及び現在の部落差別の現実を取り上げました。特にネット時代の部落差別の実態にも多くの紙面を割きました。

なお、各章にはコラムを設け、全国的な動きや山口独自の運動も理解できるようにしました。

最後に、本書は、山口の部落解放運動の歴史のみならず全国的な解放運動との繋がりも読み取れるものと思います。多くの方に読まれることを願っています。

高林 公男（(一社)山口県人権啓発センター代表理事）



(一社)山口県人権啓発センター 編/解放出版社 発行
定価1,500円＋税 ISBN978-4-7592-4227-0
ご注文は、Amazon、解放出版社、山口県人権啓発センターから

第52回部落解放・人権夏期講座 ご案内

●日 時 〈会場開催〉8月20日(金) 開会行事、2講演
〈録画配信〉8月20日(金)～9月3日(金) 全11講演(会場2講演を含む)

●参加費 8,000円(税込)

●会 場 高野山大学 松下講堂黎明館 【定員400名】

●主 催 部落解放・人権夏期講座実行委員会

●問い合わせ先 部落解放・人権研究所 啓発企画部

TEL 06-6581-8576 Email koyasan@blhrii.org

詳細は、部落解放・人権研究所のウェブサイトをご覧ください。

●会場開催 8月20日(金) 12:30～15:30(開会行事含む) *8月25日以降、録画視聴可能

「『全国部落調査』事件裁判闘争の意義と課題」

片岡 明幸(部落解放同盟中央執行副委員長、部落解放同盟埼玉県連合会委員長)

「女性の人権 アップデートしましょう!」

谷口 真由美(法学者、大阪芸術大学客員准教授、日本ラグビーフットボール協会理事)

●録画配信期間 8月20日(金)～9月3日(金)

「部落問題入門一部落問題理解に外せないポイント」 奥田 均(元・近畿大学人権問題研究所教授)

「コロナ禍で考える医療基本法」 小林 洋二(弁護士、患者の権利法をつくる会事務局長)

「障害者も共に生きるインクルーシブ社会を目指して～障害者権利条約と障害者差別解消法、バリアフリー法～」

佐藤 聡(DPI日本会議事務局長)

「日本の『外国人』問題～在日の歴史と現状から考える～」

朴 洋幸(NPO法人多民族共生人権教育センター理事長)

「男性の生きづらさって何ですか?～琉球新報の国際男性デー・ジェンダー意識調査から」

黒田 華(琉球新報社会部記者)、慶田城 七瀬(琉球新報デジタル編集グループ記者)

「ハンセン病問題はまだ終わっていない」 加藤 めぐみ(社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生

会 ハンセン病回復者支援センター コーディネーター)・「差別・偏見解消へ あるがままに生きる一私の

体験から」 宮良 正吉(ハンセン病関西西退所原告団いちょうの会会長)

「障害者への虐待や差別を考える」 野澤 和弘(植草学園大学副学長、毎日新聞客員編集委員)

「抵抗者一差別に抗い、時代を変えた人々」 安田 浩一(ノンフィクションライター)

●特別企画 オンラインフィールドワーク

「高野山の歴史～平等と差別」を中心に～

木下 浩良(元・高野山大学総合学術機構課長、東京大学史料編纂所共同研究員)

新型コロナウイルス感染症拡大により、会場での開催ができない場合は、会場開催の講座を録画配信に変更します。開催2週間前までにウェブサイト等でご案内します。

第42回 人権尊重の風土づくりをめざす 企業・法人のための

人権・同和問題企業啓発講座

2021年
第1部 10月14日(木) 10時から 10月28日(木) 17時まで

2021年
第2部 10月29日(木) 10時から 11月12日(木) 17時まで

*第1部・第2部 各4講座 計8講座 (各講座70分程度)

動画配信 上記期間中に専用ホームページで動画を視聴いただきます。

受講料 第1部・第2部 併せて **8,000** 円 (税込み)

第1部・第2部のいずれかのみ **4,000** 円 (税込み)

主催 人権・同和問題企業啓発講座実行委員会

詳細は、部落解放・人権研究所のウェブサイトをご覧ください。(7月上旬掲載予定)

第1部 10月14日(木) 10時から 10月28日(木) 17時まで

「データが示す誹謗中傷のメカニズムと適切な予防・対処策」

山口 真一 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授)

「母娘で問うた部落差別」

坂田 かおり (部落解放同盟米子市協議会議長、人権テイク・ルート代表)

「患者と医療従事者の人権保障に基づくあるべきCOVID-19対策」

岡田 行雄 (熊本大学大学院人文社会学研究部教授)

「エネルギーのあり方が人権を守る、未来をつくる」

藤川 まゆみ (NPO法人上田市市民エネルギー理事長)

第2部 10月29日(金) 10時から 11月12日(金) 17時まで

「ネットの誹謗中傷をなくしたい～花が望んだやさしい世界を思いながら」

木村 響子 (NPO法人REMEMBER HANA ※設立準備中)

「伝えたいこと、部落問題、その現実から～私が問われたもの」

高橋 典男 (NPO法人人権センターながの事務局長)

「コロナ禍の中のシングルマザーと子どもたち～支援・施策の課題」

赤石 千衣子 (NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ理事長)

「多様な働き方と人材の中で進める障がい者雇用のあり方」

黒木 均 (Peach Aviation 株式会社エンプロイヤー・リレーション部はなやろ課課長)

報告

世界人権宣言大阪連絡会議

第38回総会&記念講演

「SNS誹謗中傷／ネット差別の現状と今後の課題」

4月に入り大阪府に新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置がとられたため、世界人権宣言大阪連絡会議第38回総会は昨年に引き続き書面での決議となりました。今年度は「コロナ禍のもと、差別や人権侵害に抗う人びとと連帯し、世界人権宣言の具体化に取り組もう!」をテーマに掲げ、2020年度の活動・決算報告および2021年度の活動方針・予算案などを提案、3分の2を越える加盟団体/地域連絡会議から返答をいただき、そのすべての団体から承認をいただきました。

2021年度は新たな取り組みとして、人権啓発動画のコンテストを予定しています。人権をテーマにした動画作品を募集し、優れた作品を啓発教材として活用する後押しをする計画です。詳細は後日改めて部落解放・人権研究所のウェブサイトでご案内しますので、ふるってご応募ください。

また、4月23日、Web会議ツール「Zoom」を用いたオンライン開催で「SNS誹謗中傷／ネット差別の現状と今後の課題」をテーマに(一社)山口県人権啓発センター事務局長の川口泰司さんによる総会記念講演が行われました。

ネット炎上や誹謗中傷の実態について、実際にあった例をあげ、現行の法では投稿の削除や発信者を特定するのに多くの時間と労力が必要なことが、ネット被害者

救済の課題とされました。2021年4月21日に改正された「プロバイダ責任制限法」により、課題だった発信者情報の複雑な開示手続きが裁判所を通じて1回で済むようになりましたが、被害者が背負う経済的・心理的負担が大きいことや、「(権利)侵害情報」に「同和地区の識別情報の摘示(暴露)」が該当するのかわからない点などが課題としてあげられました。

また、悪質な差別投稿や差別動画、フェイクサイトが広告で収入を得る仕組みがあるため、ネット広告が差別に加担する問題があります。それが企業のブランド毀損につながることから、広告業界に対してネット中傷や差別サイトへの対策を行う必要があるとされました。

地方自治体では、差別の禁止が規定された条例やネット中傷の被害者支援条例が制定されてきています。あわせて、全国の200以上の自治体等で同和地区の識別情報の摘示(暴露)や部落差別投稿、ヘイトスピーチなどを対象にモニタリングが実施されています。しかし、こういった取り組みには限界があります。ネット上の部落差別解消に向けて、部落差別解消推進法に部落差別行為の禁止規定を明記したり、審議会を設置したりなどの強化改正が必要であると訴えられました。

(竹部 潮里)



研究所のリレーエッセイ

19

倉澤弘



ワインいかがですか

2011年10月に訪問した『ココ・ファーム・ワイナリー』をご紹介します。

栃木県足利市の、最寄り駅から車で約20分の山あいにあるこのワイナリーは、知的障がい者支援施設こころみ学園のワイン醸造場です。葡萄作りからワインの瓶詰めまで、知的障がいのある人たちが中心になって生産しています。

1950年代に、現在の特別支援学級の中学生たちによって開墾された葡萄畑は、平均斜度38度です。耕運機やトラクターなどが使えないため、作業するには自力で登り降りするしかありません。一粒一粒葡萄の摘み取り、剪定後の枝切り、自然の堆肥の運び上げ、などなど。

その急斜面を前にこころみ学園の方からお話を聞いていると、カンカン音が聞こえてきます。カラスから葡萄を守っているのです。日の出とともにカンを叩きながら葡萄畑からカラスを追い払う人。大勢の来訪者で賑わう年に一度の収穫祭のあと、落とし物を残らず見つけ出し回収する人。草刈りに大ガマを振る人。ワインの中の異物を見逃さない人。醸造場で働く人たちの山のような洗濯物を干す人。みなさんそれぞれが正に職人であり、名人であり、達人です。

ココ・ファーム・ワイナリーのワインは、2000年の九州沖縄サミット晩餐会や、2008年の洞爺湖サミット夕食会でも供され、国際線ファーストクラスでも採用された、品質の高いワインです。

注文し、送られてきたワインの箱に入っているしおりに「一杯のワインが、今日あることの喜びのためにありますように」「わたしたちの心を豊かにさせてくれますように」と、書かれています。ココのワインを飲むたびに大きくうなずきます。「そうってます」と。

障がいのある人たちが造っているから支援するという理由だけではなく、今でも「おいしいから」購入しています。

ぜひお試しください。

有限会社ココ・ファーム・ワイナリー公式サイト
<http://www.cocowine.com>



参加者募集!! 2021.7~10 研究所カレンダー

7/28 第434回国際人権規約連続学習会 @Zoom、視聴会場HRCビル4F研修室
 「ミャンマーの情勢と民主化を求める人びとの声」

Swe Sett Ayeさん(日本ミャンマー未来創造会代表)

宗田 勝也さん(ラジオ番組「難民ナウ!」代表)

8/20 第52回部落解放・人権夏期講座 @和歌山県高野町

8/20~9/3 第52回部落解放・人権夏期講座 @録画視聴

10/14~10/28 第42回人権・同和問題企業啓発講座 第1部 @録画視聴

10/29~11/12 第42回人権・同和問題企業啓発講座 第2部 @録画視聴

「部落解放・人権奨励賞」に「啓発部門」を新設しました!

部落解放・人権研究所では、創立50周年を記念して、2018年度に「部落解放・人権奨励賞」を創設し、部落問題の解決や様々な社会的差別の解消に資する、若手研究者の調査研究(論文)について表彰してきました。

今年度(2021年度)からは、部落問題の解決やさまざまな社会的差別の解消に向けた「啓発活動」についても、新たに表彰の対象とします。

全国各地より、人権教育・啓発の先駆的な取り組みの応募をお待ちしております!!

賞 金 10万円

応募締切 2022年3月10日(木)

※詳細については、「部落解放・人権奨励賞(研究部門)」の募集とあわせて、部落解放・人権研究所のホームページで案内いたします。



人権啓発事業では、部落解放・人権大学講座(解放大学)も昨年に続きオンラインでの開講となりました。受講生同士の関係性の学びが魅力でもある講座ですので、修了生にご心配をかけていることと思います。そこで一度オンライン体験をしていただければと思います。新型コロナウイルス感染症問題が顕在化した昨年2月に、終わりの2回を残して講座を終えざるを得なかった第115期の修了生研修会や、2年に1度、総会と記念講演を行っている解放大学同窓会(全体)についても、オンラインで実施したいと考えています。(KK)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000 円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「B 会員」 年会費 7,000 円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「学生会員」 年会費 3,500 円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいづく差別事件』、「会員ページ」
の閲覧他



研究所通信 424号 2021年7月1日（奇数月1日発行）

発行所 （一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://bihari.org>

定価 100円（税・送料込：会員は会費に含む）